

江戸川区多文化共生まちづくり会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国籍、民族等の異なる全ての人が、互いの文化的違いを理解し、認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として、ともに生きていくまちを推進するに当たり、関係者からの意見を聴取するため、江戸川区多文化共生まちづくり会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、委員から次に掲げる事項に関し、意見を聴取する。

- (1) 多文化共生のまちづくりに係る課題に関すること。
- (2) 多文化共生施策に係る方向性に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、多文化共生のまちづくりに関し、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する20名以内の委員をもって組織する。

- (1) 有識者
- (2) 江戸川区関係団体等から推薦された者
- (3) 公募外国人区民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

かいちょうおよびふくかいちょう
(会長 及び副会長)

だい じょう かいぎ かいちょう お
第5条 会議に会長を置く。

- 2 かいちょう いいん ごせん せんにな
会長は、委員の互選により選任する。
- 3 ふくかいちょう かいちょう しめい
副会長は、会長が指名する。
- 4 かいちょう かいぎ だいひょう かいむ そうり
会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 ふくかいちょう かいちょう ほさ かいちょう じ こ また かいちょう か
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう かいぎ かいちょう しょうしゅう
第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 かいぎ いいん かはんすう しゅつせき ひら
会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 だい じょう きてい いしよく いいん どうじょうだい ごう きてい もの かいぎ
第3条の規定により委嘱された委員(同条第2号に規定する者に限る。)が
しゅつせき だいりしゃ しゅつせき
出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 ぜんこう きてい もと だいりしゃ しゅつせき ばあい とうがいだいりしゃ いいん
前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。
- 5 かいちょう ひつよう みと いいん いがい もの たい かいぎ しゅつせき
会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席さ
せ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 かいちょう ひつよう みと いいん かいぎ じょうほうつうしんぎじゅつ
会長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム(情報通信技術
りよう ほうほう えいぞうおよ おんせい そうじゅしん あいて じょうたい そうご
を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に
にんしき つうわなど
認識しながら通話等を行うことができるシステムをいう。)により、会議に
しゅつせき
出席することができる。

かいぎ こうかい
(会議の公開)

だい じょう かいぎ こうかい こじん ひみつ ほ じ ひつよう
第7条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保持するため必要があると
みと かいぎ こうせい がい みと たこうえき
認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益
じょうひつよう みと かいぎ ひこうかい かけてい
上必要があると認めるときであつて、会議において非公開とすることを決定
ばあい かいぎ
した場合は、この限りでない。

ぎじろく
(議事録)

だい じょう かいぎ ぎじろく げんそくこうかい
第8条 会議の議事録は、原則公開とする。

ほうしょう
(報 償)

だい じょう だい じょう いいん たい ほうしょう べつ さだ よさん はんい
第9条 第3条の委員に対する報償 は、別に定めるところにより予算の範囲内
で支給する。

しよむ
(庶務)

だい じょう かいぎ しよむ すいしんぶ い すいしんか しより
第10条 会議の庶務は、SDGs推進部ともに生きるまち推進課において処理
する。

いにん
(委任)

だい じょう しようこう さだ かいぎ ひつよう じこう
第11条 この要綱に定めるもののほか、会議において必要な事項は、SDGs
推進部長が別に定める。

ふ そく
付 則

しようこう れいわ ねん がつ にち しこう
この要綱は、令和8年6月1日から施行する。